

税務調査手続き及び近年の法人税調査の傾向～調査事例を踏まえて～

1 国税局・税務署の組織・部署について

総務部（人事・会計・情報処理・相談室・**業務センター**）

東京上野・千葉西・芝・渋谷・武蔵府中・横浜南・甲府・江東東

課税一部（個人・資産・訟務官・料調）

課税二部（法人・消費・間接諸税・酒税・料調）

徴収部

調査部（1部～4部）

査察部

税務署（千葉・東京・神奈川・山梨 計84署）

総務・管理運営・徴収・個人・資産・法人

2 最近の調査対象者の選定傾向（法人税・消費税）

① 好況・有所得法人⇒**税収増を目的**

特別国税調査官（売上高階級担当）、特別調査部門の広域化

② 消費税還付法人⇒**不正還付の防止**

消費税専門官、特別調査情報官（消費税担当）、特別調査部門（消費税担当）

- ③ 長期未接触法人(設立以来未接触)
- ④ 無申告法人
- ⑤ システム選定
- ⑥ 資料保有法人
- ⑦ 過去不正法人
- ⑧ 業種態様 (不正潜在業種・不動産・現金商売・パチンコ等)

3 税務調査手続きの厳正化と調査終了までの主な流れ

納税環境整備に関する国税通則法等の改正 (平成 23 年 12 月、平成 25 年 1 月 1 日適用開始) により調査手続について法的整備

○ 実地の調査

① 質問検査の対象等の明示⇒事前通知事項

(日時・場所・目的・税目・期間・帳簿等・調査先氏名及び住所・調査担当者所属及び氏名)

事前通知先 (納税者・代理人)

② 事前通知を要しない場合 (無予告調査)

③ 留め置き

④ 質問応答記録書

⑤ 調査結果の説明・修正申告等の勧奨及び教示説明等

⑥ 書面による通知（是認・理由書）

⑦ 調査手続きの不備による調査の効力

4 一般的な実地調査方法・調査項目

① 概況聴取

② 現物確認調査

③ 売上（期間損益）

④ 原価（仕入・外注費・棚卸）

⑤ 人件費（源泉所得税）

⑥ 経費

⑦ 消費税・印紙税

5 最近の署調査担当者の傾向

① 年齢・官職

② 調査経験年数

③ 調査手法

6 実地調査件数・増差所得及び税額のノルマについて

7 税理士視点から実地調査における留意事項

① 調査前指導

② 無予告調査

③ 調査結果のまとめ（重加算税賦課の要件）

④ 消費税調査（書面審査含む）

⑤ 同族グループ一斉調査

8 マル査事案の嫌疑者の選定（内偵調査）

【参考】

○ 税務当局の視点から 決算前に留意する事項

1 利益調整の有無（決算整理事項）

① 売上（請求日）の繰延

② 原価・費用の前倒し（納品日）

③ 棚卸（貯蔵品） 原票の保存

2 着眼点

① 売掛金・未収入金・買掛金・未払金等⇒滞留している取引先の有無

② 翌期首の計上状況を確認

③ 仮受金・前受金・仮払金等の未精算科目の内容確認

④ 異常計数の有無（個別案件管理表などから）

⑥ 「一式」請求書（取引金額の内訳及び根拠）

⑦ 個人に対する支払い（顧問・業務委託の役務提供・対価性）

3 不正経理があった場合の税務上の責任

① 役員の行為

② 従業員の行為

③ 会社の行為と同視できるか（管理不足、知り得ることが出来たか）